

不利益処分に係る処分基準の一部変更（案）の概要について

令和5年11月

保健医療部食品・環境衛生課

1 変更の趣旨

不利益処分に係る処分基準では、特定の者に対して直接に義務を課したり、又は権利を制限したりする処分を行う場合の処分基準を定めています。

処分に際し、より合理的な理由の提示が求められる昨今の状況に鑑み、食中毒を発生させた場合の営業の停止等に係る営業停止期間について、見直しをする必要性が生じています。

具体的には、現行の本市の処分基準における、食中毒を発生させた場合の営業の停止等について、同一施設において同一の規定に違反したことにより、2年以内に再度処分を行うときの加重規定の削除等をしようとするものです。

2 変更の主な内容

以下の処分基準について、変更案のとおり変更します。

(1) 不利益処分の内容

許可の取消し、営業の禁止又は停止

(2) 根拠法令・条項

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第60条第1項
（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（旧食品衛生法）第55条第1項

処分基準（現行）

4 処分基準

(1) 食品衛生法第6条の規定に違反した場合（販売等（販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。））、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列することをいう。以下同じ。）をした食品又は添加物に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）及び同法第16条の規定に違反した場合（販売製造等（販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することをいう。以下同じ。）をした器具又は容器包装に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）

別表に定める処分

(2) (1)以外の場合

設定できません。（理由 不利益処分の性質上、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合）

別表

	処分の内容			
	営業者又は給食施設設置者（食品衛生法第4条第7項に規定する営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、当該食品を供与する人又は法人をいう。以下同じ。）が食品衛生法第6条又は食品衛生法第16条のうちいずれか一の規定に違反したことにより処分を行う場合	営業者又は給食施設設置者が食品衛生法第6条又は食品衛生法第16条のうちいずれか一の規定（販売等をした食品若しくは添加物又は販売製造等をした器具若しくは容器包装に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）に違反したことにより処分した場合であって、当該営業者又は給食施設設置者が同一施設において同一の規定に違反したことにより、2年以内に再度処分を行うとき	営業者又は給食施設設置者が食品衛生法第6条又は食品衛生法第16条のうちいずれか一の規定に違反し、かつ、人の健康に係る重大な危害を加えたことにより処分を行う場合	営業者又は給食施設設置者が食品衛生法第6条又は食品衛生法第16条のうちいずれか一の規定（販売等をした食品若しくは添加物又は販売製造等をした器具若しくは容器包装に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）に違反し、かつ、人の健康に係る重大な危害を加えたことにより、当該営業者又は給食施設設置者が同一施設において同一の規定に違反し、かつ、人の健康に係る重大な危害を加えたことにより、1年以内に再度処分を行うとき
食品衛生法第6条違反 （販売等をした食品又は添加物に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）	3日以上10日以内の営業の全部停止	5日以上20日以内の営業の全部停止	7日以上30日以内の営業の全部停止	許可の取消し又は営業の全部禁止
食品衛生法第16条違反 （販売製造等をした器具又は容器包装に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）	3日以上10日以内の営業の全部停止	5日以上20日以内の営業の全部停止	7日以上30日以内の営業の全部停止	許可の取消し又は営業の全部禁止

備考

- 1 営業の停止期間は、処分の日から起算するものとする。
また、原則として営業の全部停止処分とするが、病因物質の特性、違反の原因等を考慮し、必要に応じて営業の停止期間を短縮し、又は営業の一部停止処分とすることができる。
- 2 この表によりがたい特別の事情がある場合は、この限りでない。

処分基準（変更案）

4 処分基準

(1) 許可の取消し

設定できません。（理由 不利益処分の性質上、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合）

(2) 営業の禁止又は停止

ア 食品衛生法第6条（同法第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合（販売等（販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列することをいう。以下同じ。）をした食品（おもちゃを含む。以下同じ。）又は添加物（おもちゃの添加物を含む。以下同じ。）に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）及び同法第16条（同法第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合（販売製造等（販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することをいう。以下同じ。）をした器具（おもちゃの器具を含む。以下同じ。）又は容器包装（おもちゃの容器包装を含む。以下同じ。）に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）

別表に定める処分

イ ア以外の場合

設定できません。（理由 不利益処分の性質上、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合）

別表

	処分の内容
違反した食品衛生法の規定	営業者又は給食施設設置者（食品衛生法第4条第7項に規定する営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、当該食品を供与する人又は法人をいう。）が食品衛生法第6条（同法第68条第1項において準用する場合を含む。）又は食品衛生法第16条（同法第68条第1項において準用する場合を含む。）のうちいずれか一の規定に違反したことにより処分を行う場合
食品衛生法第6条違反 （同法第68条第1項において準用する場合を含む。） （販売等をした食品又は添加物に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）	3日以上10日以内の営業の全部停止 ただし、備考によることがある。
食品衛生法第16条違反 （同法第68条第1項において準用する場合を含む。） （販売製造等をした器具又は容器包装に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）	3日以上10日以内の営業の全部停止 ただし、備考によることがある。

備考

- 1 営業の停止期間は、処分の日から起算するものとする。
また、原則として営業の全部停止処分とするが、病因物質の特性、違反の原因等を考慮し、必要に応じて営業の停止期間を短縮し、又は営業の一部停止処分とすることができる。
- 2 危害が除去されるまでの期間をあらかじめ設定することが困難な事案については、営業の全部又は一部の禁止処分とすることができる。
- 3 この表によりがたい特別の事情がある場合は、この限りでない。